

令和8年度岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校高等部(全日制普通科)入学志願者募集要項

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）肢体不自由者（学校教育法施行令第２２条の３）

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

（２）次のいずれかに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和８年３月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和８年３月修了見込みの者

（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第９５条各号のいずれかに該当する者

3 教育相談

当校に入学を志願する者は、出願前に当校の教育相談を受けること。

4 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、当校の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４cm・横３cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、10に定める承認書（別記第２号様式）を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第３号様式又は別記第４号様式を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は、特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

（２）出願の期間

ア 令和８年２月４日（水） から ２月６日（金） まで。受付は、毎日午前９時から午後４時までとする。

イ 出願書類は、原則として直接持参するものとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和８年２月９日（月） の１日とし、受付は、午前９時から午後４時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第６号様式）を当校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、当校校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

5 出願先

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

住所 〒502-0931 岐阜市則武１８１６番地１ 電話 058-231-6500 FAX 058-232-4233

6 検査等の実施

(1) 検査等の内容

学力検査等

受検者の障がいの程度等によって、次の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの型で受検する。受検型は事前の教育相談を実施した上で決定する。

（Ⅰ型）国語、数学、個別面接

（Ⅱ型）国語、数学、個別面接

（Ⅲ型）個別検査（主に口頭による検査 国語、数学を含む）

(2) 検査等の期日

令和8年2月12日（木）

(3) 検査等の日程

実施時間	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
9:00～ 9:10	受付		
9:10～ 9:20	諸連絡		
9:30～10:15	学力検査（国語）45分	学力検査（国語）45分	個別検査
10:25～11:10	学力検査（数学）45分	学力検査（数学）45分	
11:20～11:30	個別面接	個別面接	

(4) 検査等の場所

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

(5) 検査当日は、保護者同伴とする。

(6) 携行品

ア Ⅰ型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

イ Ⅱ型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

ウ Ⅲ型受検者

受検票

7 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

8 合格者の発表 教育課程の決定通知

令和8年2月19日（木）午前9時に、合格者の受検番号を玄関前に掲示し発表する。また、在学（出身）学校の校長に可否の結果を通知する。

9 入学予定者説明会

令和8年2月19日（木）午前9時30分から11時まで当校にて実施する。

10 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。

11 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日（金）までに、上記の他に検査等を行うこととする。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

12 入学者選考に係る情報の提供

調査書及びI型学力検査の得点については、受検者本人から情報提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

また、I型学力検査の終了後、その問題を掲示して公開する。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、令和8年4月1日から1年間とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) I型学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

13 その他

(1) 付き添いの保護者は、検査開始から終了まで控え室で待機し、受検者の医療的ケアや体調の把握、トイレ等の必要な介助を行うこと。

(2) 検査当日、やむを得ない事由で欠席、遅刻する場合は、午前8時から午前9時までの間に、在学（出身）学校を通して当校へ連絡すること。

(3) 受検上の配慮願い

ア 受検上の配慮を希望する場合は、願書配付時に配った「受検上の配慮願い」を事前に記入し、在籍中学校及び在籍中学部の責任者（部主事等）に確認欄に署名されたものを願書受付時に提出することとする。

イ 確認欄に署名のないものは無効とし、受理できない。

ウ 提出された「受検上の配慮願い」の内容は必ずしも全て配慮できるとは限らない。

※出願書類について

入学願書は12月2日（火）、在学（出身）学校へ送付する予定です。

不明な点は当校にお問い合わせください。

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校 高等部主事 横田 真

教務 米丸 健太

TEL 058-231-6500